

債務者の財産状況を第三者から取得できる制度が出来ました

弁護士 日和優人



1 はじめに

貸金、損害賠償請求及び養育費などの金銭債権を請求する裁判を起し勝訴判決等を得たり、公正証書で債務の支払いについて合意をした場合であっても、債務者が任意に支払いをしない場合は、強制執行の手続きをとる必要があります。

もっとも、強制執行をするためには、債権者が債務者の財産を把握している必要があります。しかし実際には、事前に債権者が債務者の財産を把握している事例はあまり多くありません。

そこで、このような金銭債権の強制執行の実効性を高めるために、債権者が債務者の財産に関する情報を第三者から取得できるという制度が導入されました。

2 債権者が取得できる情報とは

債権者が取得できる情報は、次の4つです。

- ①不動産の情報(登記所から)
- ②勤務先の情報(市町村などから)
- ③預貯金の情報(金融機関から)

④株式等の情報(証券会社などから)

ただし、②の勤務先の情報については、プライバシー性の高い情報であることから、⑦養育費や婚姻費用等の債権と①人の生命・身体の侵害による損害賠償請求権を有している債権者に限られています。

3 申立てができる債権者

これらの情報取得の申立てができるのは、債務名義(確定判決、和解調書、家事審判、家事調停調書及び強制執行受諾文言付きの公正証書)を有している債権者です。

このような債権者は、債務者に関する①～④の情報を予め取得しておくことで、効果的な強制執行を行うことが可能になります。



養育費の不払いは大きな社会問題です

弁護士 大塚智子



夫婦が離婚しても、子供の親であることには変わりません。離婚後、子供と離れて暮らす親は、子供を養育する親に対し、経済力や子どもの年齢等に応じた養育費を支払う義務があります。

養育費は話し合いで決められない場合、家庭裁判所の調停や審判で決めることができます。また、離婚の裁判において決めることもできます。

現在、日本では、先進国の中でも養育費の支払い水準が低く、養育費の不払いは、ひとり親家庭の貧困の一因とされ大きな社会問題となっています。

養育費が支払われない場合、強制執行手続により相手方の給与や財産(預貯金等)等を差し押さえることができます。しかし、勤務先や口座等を特定して申し立てる必要があります、調査が困難なために諦めるケースも少なくありませんでした。

新たな法改正で、相手方の財産調査が容易になりました。

財産開示手続(相手方を裁判所に呼び出

し、財産状況を陳述させる手続)の実効性を向上させるため、財産開示手続の際に裁判所へ出頭しなかったり、嘘をついたりした場合の罰則が強化されました(6ヶ月以下の懲役または50万円以下の罰金という刑事罰)。

養育費を取り決めた公正証書があれば財産開示手続を利用できるようになりました(改正前は調停や裁判等が必要でした)。

必要な条件をみたせば、裁判所から銀行や市町村役場、年金事務所等に対し、相手方の預金口座や勤務先等の情報を問い合わせることが可能になりました。

養育費は子供にとって大事なものです。養育費に関しお困りの場合は、一度ご相談ください。

